

国史大辞典編集委員会編

国史大辞典

4

きーく

吉川弘文館

国史大辞典 第4巻 (き〜く)

国史大辞典編集委員会編

東京 吉川弘文館 1984.2

1098p 図版65枚 折り込地図1枚 27cm

Title entry: Kokushi daijiten

Ed.: ㊟Kokushi daijiten henshū iinkai, 1984.

Printed in Japan



国史大辞典 第四巻

昭和五十九年二月一日 第一版第一刷発行
平成八年四月十日 第二版第五刷印刷
平成八年五月三十日 第一版第五刷発行

編集 国史大辞典編集委員会

発行者 吉川圭三

発行所 株式会社 吉川弘文館

〒113

東京都文京区本郷七丁目二番八号

☎(〇三)三八一三一九一五代表

振替口座〇〇一〇〇一五一二四四

落丁・品丁本はお取替えいたします

ISBN4-642-00504-8

㊟ <日本複写権センター委託出版物>

本書の全部または一部を無断で複写複製(コピー)することは、著作権法上での例外を除き、禁じられています。本書からの複写を希望される場合は、日本複写権センター(03-3401-2382)にご連絡ください。

例言

項目

一 本辞典に収録する項目は、日本歴史の全領域を網羅し、さらに広く考古学・人類学・民族学・民俗学・国語学・国文学などの隣接諸分野にも及んだ。また、主要な典籍・古文書・記録や、書誌学・古文書学・史料学、史学史関係の項目も多数採取して、研究の便を図った。

二 一つの項目で、別の呼称や読みのある場合は、適宜その一つを選んで見出しを立て、他は必要に応じカラ見出しとし、その項目を指示した。

三 関連項目は、適宜その一つを選んで見出しを立て、まとめて記述した場合もある。また、総括的概観ができるよう、主題項目の中に中見出しを立てて記述する方法も用いた。

四 かな見出し

一 現代かなづかいによる「ひらがな」書きとした。

2 外国語・外来語は「カタカナ」書きとし、「ヴ」は使用せず、長音は長音符号(ー)を用いた。ただし、中国・朝鮮の人名や地名で、日本の漢字音によるものは「ひらがな」書きとした。

3 欧米人名は、ファミリーネームをかな見出しとした。
五 本見出し

一 日本読みのものは、漢字と「ひらがな」を用いた。

2 外国語は原語の綴りを用いた。ただし、ギリシャ語・ロシア語などは、ローマ字に置きかえたものを用いた。

3 日本語と外国語を合成したものは、外国語の部分を「カタカナ」書きとした。

4 外来語で漢字表記が慣用されているものは、漢字を用いた。

5 欧米人名は、パーソナルネーム、ファミリーネームの順のフルネームとし、爵位も付記した。

6 かな見出しと全く一致する場合は、本見出しを省略した。

7 中国・朝鮮以外の国名は通称に従い、英語の綴りを本見出しとした。政体名を付ける場合は「カタカナ」・漢字まじりとし、英語の綴りを付記した。

8 中国・朝鮮の地名および近代の人名は、本見出しの後に、必要に応じ原語音のローマ字綴り(中国はウェード方式、朝鮮はマッキューン・ライシャワー方式)を付記した。

配列

一 かな見出しの五十音順とした。清音・濁音・半濁音の順とし、また、促音・拗音も音順に加えた。長音符号(ー)は、その前の「カタカ

ナ」の母音をくり返すものとみなして配列した。

二 かな見出しが同じ場合は、本見出しの字数・画数の順とし、さら
にかな見出し、本見出しが同じ場合は、一般・人名・典籍・地名の
順とした。

三 一般・人名・典籍・地名のそれぞれの中で、かな見出し、本見出
しが同じ場合は、おおむね著名順または年代順とし、(一)(二)(三)……を冠
して一項目にまとめた。

記 述

一 文体・用字

1 漢字まじりの「ひらがな」書き口語文とし、かなづかいは、引
用文をのぞき、現代かなづかいを用いた。

2 漢字は新字体を用い、歴史的用語・引用史料などのほかは、な
るべく当用漢字内で記述した。また、必要に応じ(一)内に読みが
なを付けた。

3 数字は、漢数字を使用し、十・百・千・万などの単位語を付け
た。ただし、西暦、西洋の度量衡、百分比、統計的数値、列記さ
れる数字群、文献の編・巻・号などは、単位語を略し、桁数が多
い時は、万以上の単位語を付けた。壹・貳・参・拾・廿・卅など
の数字は、引用文などのほかには使用しなかった。横書きの場合
は、アラビア数字を用いた。

二 年次・年号・時代

1 年次表記は、原則として年号を用い、(一)内に西暦を付け加え
た。同年号が再出する場合は、西暦を省略した。

2 改元の年は、原則として新年号を用いた。

3 年号のない時代は、『日本書紀』『続日本紀』により、天皇の治世
をもって年次を表わした。また、崇峻天皇以前は、西暦の注記を
省略した。

4 南北朝時代は、項目により北朝または南朝の年号を用い、必要
に応じて南朝または北朝の年号を(一)内に付け加えた。

5 日本の年号と、中国・朝鮮の年号を対照させる場合は、いづれ
かを主にし、他を(一)内に入れた。

6 朝鮮の紀年は、『三国史記』『高麗史』『朝鮮王朝実録』の称元法に
従った。

7 外国関係の記事で、日本と関係のある場合は年号を使用し、特
に関係のない場合は、西暦のみとした。

8 太陽暦採用(明治五年、一八七二)前の欧米との外交関係につい
ては、必要に応じ太陽暦・太陰暦の両方を掲げた。また、改暦前
は、一月とはせず、正月とした。

9 時代の称呼は、原則として古代・中世・近世・近代・現代とし
た。また、大和時代・奈良時代・平安時代・鎌倉時代・南北朝時
代・室町時代・戦国時代・安土桃山時代・江戸時代・明治時代・
大正時代・昭和時代などの通用の時代区分も適宜用いた。

三 中国・朝鮮人、および昭和二十四年（一九四九）以前に没した日本人の年齢は、かぞえ年齢とし、そのほかは満年齢で記した。

四 記述の最後に、基本的な参考文献となる著書・論文・史料集をあげ、研究の便を図った。

五 項目の最後に、執筆者名を（）内に記した。

六 記号

『 』 書名・雑誌名・叢書名などをかこむ。

「 」 引用文または引用語句、特に強調する語句、および論文名などをかこむ。

（ ） 注または読みがなをかこむ。角書・割書も一行にして（ ）でかこむ。

〔 〕 小見出しをかこむ。

⇩ カラ見出し項目について、参照すべき項目を示す。

↓ 参考となる関連項目を示す。

↳ 別刷図版のあることを示す。

| 区間を示す。 例…江戸―長崎

{ 数の幅を示す。 例…二五―三〇センチ

・ 並列点および小数点を示す。

|| 系図の養子を示す。

“ ” 二語以上の外国語を「カタカナ」書きにしてつなぐ時に用いる。 例…ウィリアム・アダムス

／ 金、石文などの引用史料の改行を示す。

国史大辞典編集委員会

編集顧問

大久保利謙

児玉幸多

小西四郎

斎藤忠

竹内理三

宝月圭吾

編集委員

坂本太郎

白井勝美

大石慎三郎

菊地勇次郎

笹山晴生

関晃

瀬野精一郎

高村直助

土田直鎮

鳥海靖

早川庄八

尾藤正英

福田豊彦

丸山雍成

皆川完一

安田元久

由井正臣

図 版 目 録	1100	き	710
京都歴史地図	1004	く	710
軍艦	1005	別 刷 図 版	
黒船	972	戯 画	12
組紐	892	伎 楽 面	28
糞置荘	796	汽 車	76
キリシタン版	444	喜 多 院 職 人 尽 絵	108
経筒	332	牛 車	156
近代の教科書	284		157
	285		

図 版 目 録

4

き — く

例 言

1 この図版目録は、本冊に収載した図版を、下記の分類によって掲げたものである。

肖像	(1)
花押・自署	(4)
印章	(5)
紋章	(5)
文書	(5)
典籍	(8)
新聞・雑誌	(12)
絵画	(12)
絵図	(15)
地図	(15)
仏像	(15)
建築	(16)
船	(18)
遺物	(18)
遺跡・史跡	(19)
その他	(21)

カラー別刷図版	
伎楽面	(25)
喜多院職人尽絵	(25)
牛車	(25)
近代の教科書	(25) (26)
寛置荘	(25) (27)
組紐	(25)
黒船	(25) (27)
京都歴史地図	(25)

モノクロ別刷図版	
戯画	(25) (27)
汽車	(25) (28)
経筒	(25) (28)
キリシタン版	(25) (28)
軍艦	(25) (29)

2 記号・略号

- 国宝
- ◎ 重要文化財
- 重要美術品
- 〔特史〕 国指定特別史跡
- 〔史〕 国指定史跡

- 〔絵〕 肖像画
- 〔彫〕 肖像彫刻
- 〔写〕 肖像写真



き 几 脇息(きょうそく)

き 寸 古代の長さの単位、尺(さか)の十分の一。長さは親指の幅に始まり、「き」は物を切り分ける意に由来する。尺は手幅で親指幅のほぼ十倍にあたり、中国の尺(しゃく)と寸(すん)の關係にあたるのでこの文字があてられた。『古事記』垂仁天皇段に、景行天皇の「御身長一丈二寸ひとつえあまりふたき」御腰長四尺一寸(よさかあまりひとき一寸)、『日本書紀』景行天皇十二年十月条に、柏峽大野の石「長六尺広三尺厚一尺五寸ひとさかあまりいつき」などあるのがこれである。唐制が採用されてからは「き」は「寸(すん)」となったが、その後も馬の体高を計る場合に用いられた。四尺を標準にし、それ以上を一寸(ひとき)、一寸ふたきなどという、八寸(やき)をこえるものを長(たけ)に余るといった。

(小泉架凌勝)

き 柵(さく)

き 黄 色の名称の一種。顔料の黄土や雌黄、染料の茱萸(かりやす)・黄蘗(きはだ)・支子(くちなし)・鬱金(うこん)の類を用いて着色するので、それらの材料名でよぶこともある。一般に花の色の連想から秋冬(やまふき)色といい、『西宮記』七にも「黄花(俗秋冬也)」とみえる。黄色に赤味や青味・白味・茶味・黒味を帯びた深淺濃淡からも各種の名称がある。衣服令制服条によると黄色は無位の当色であり、後代まで無位の官人の袍の色とされている。無品親王や無位の王の加冠の際の袍

の色には浅黄(あさき)を用いる。浅黄は淡い黄色であり、織色(おりいろ)にては絛糸(たていと)を黄、緯糸(ぬきいと)を白とする。これに對し、初位の官人の袍の色の浅絛(あさはだ)が縹となり、さらに上位の絛を用いて、それを浅葱(あさぎ)ともよんだので混乱を生じた。

『玉葉』建久二年(一一九二)十二月十四日条に守貞親王元服の際の袍の色を「定長云、旧記云、黄袍云々、又云、浅黄云々、謂浅黄薄き黄色也、非綠色、随又式文にも染浅黄之所に苜蓿須を出せり、爰知、浅黄薄黄也、代々記称黄衣、已以符合、而保延法皇著給綠色兒親隆記、又院白儲著綠色之由有仰、又寛治輔仁親王元服之時、大殿依令申給為綠色云々、保延任彼例、故殿令申之由有所見、然者於道理者、黄衣類然、於近例者、綠色也」とあつて、九条兼実の意見は「今度不可及異議、可被用浅黄(綠色也)者也」とあり、『飭抄』上には「通方案、先年六条宮元服之時、袍色有御沙汰薄女郎花色也、有黄氣者」として色相の紛淆を伝えている。黄系統の色の名称(染色・織色・重ねの色を含む)は次のとおりである。「黄色・深黄・浅黄・薄黄・黄檗・櫨・黄櫨・薄櫨・支子・黄支子・深支子・浅支子・花葉色・女郎花・秋冬・濃秋冬・花秋冬・花橘・黄菊・残菊・移菊・菊紅葉・朽葉・黄朽葉・枯色・萱草色・柑子色・黄唐紙・黄柳・辛蝶色・桑染・海松色・黄土賊・比曾久色・比巴色・比金襴・承和色」(鈴木敬三)

き 貴 律令制においては、貴なる語は三様に用いられている。その一は、「より身分の高い」程度の意であり、戸令七出条、儀制令行路条などの用例がこれに属する。その二は、五位以上の官人を称する意であり、名例律五位以上差条疏所見の「通貴」がこれに属する。その三は、三位以上官人の意であり、名例律議貴にみえる用例がそれである。なお、第三の「貴」には、名例律により刑事法上大なる

特権が与えられるが、その範囲は、『律集解』所引物記(『律裏書』所掲)によれば、三位にして散位の者を含むが、三位に比当される勲位を帯する者は、それに該当しないとされている。↓貴族(きぞく) (利光三津夫)

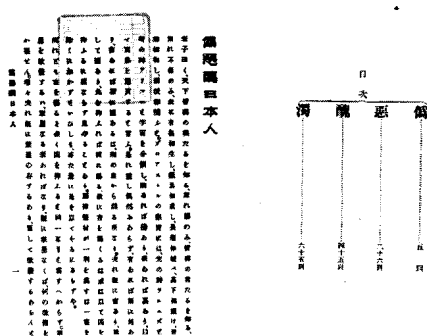
き 魏 中国の王朝名(二二〇―二六五年)。曹魏ともいう。首都洛陽。後漢末黄巾の乱後群雄割拠の中で袁紹の麾下から頭角を現わした曹操は、献帝を許(河南省)に奉じて中原に覇を称えさらに南進したが、漢蜀漢・呉の連合軍と赤壁に戦つて敗れ三国鼎立の形勢となる(二〇八年)。操は丞相として実権を揮ひ魏国公から王に進封され、その死後子の丕(のち文帝)はついに献帝に禅譲を強要し魏朝を開く。華北の先進地帯を擁する魏は呉・蜀に對し終始優勢を保ち、遼東の公孫氏を平定し、また毌丘儉を派して高句麗を討伐し、北方の烏丸と抗争した。政治は法術を尚ひ秘書・中書を中核に権力支配を強行したが、同時に貴族勢力の吸収に意を用ひ陳群の議を採つて九品官人の制を設け、州郡に中正をおき郷論による人材の推薦を制度化した。新律を整え、世襲の兵戸を定め、軍兵による屯田をおくとともに流民を集めて民屯を開き軍糧の蓄積に努め、また田租・戸調の税制を樹立するなど、漢帝国の国制を大幅に改訂し六朝の支配体制への過渡をなした。曹丕・植兄弟を代表とする清新な文学や何晏・王弼のことき儒学の玄学的解釈、あるいは清談の流行など文化面にも新展開がみられる。しかし帝室が内紛を繰り返す間に、貴族勢力の中心たる大將軍司馬懿の一族に実権が移り、蜀の平定直後司馬懿は禅譲を強行して晋朝を建て魏は亡ぶ。晋朝を建てる魏と倭の交渉は、魚豢(魏略)や陳寿(三国志)魏書倭人伝にわが国に関する最古のまとまった記事著名な邪馬臺国の女王卑弥呼の所伝をはじめ倭人の風習などを含む)を残し、各地の古墳から景初・正始など魏の

紀年號が発見されてこれを裏付けている。

【参考文献】盧弼『三国志集解』、郭沫若主編『中国史稿』二、吉川幸次郎『三国志実録』(吉川幸次郎全集)七 (池田温)

ぎ 講(りくぎ)

ぎ あくしゅうにほんじん 偽悪醜日本人 明治中期の国粹主義の代表的作品の一つ。三宅雪嶺著。一冊。明治二十四年(一八九二)刊。雪嶺が同年にだした著書『真善美日本人』と対をなし、『真善美日本人』が欧化主義や偏狭な国家主義を批判しつつ、真・善・美それぞれの部門で、日本の世界に寄与するみちを説いたのに対し、『偽悪醜日本人』は、一転して当時の日本の病弊を摘出した書物である。「偽」では、学界の腐敗を指摘するとともに、御雇外人教師の質の悪さを批判し、「悪」では、紳商・政商に主導された近代化が、商業の健全な発達を阻害するとともに、窮民を増加していると弾劾し、「醜」では、西洋の美への皮相な模倣を警告している。このように日本社



『偽悪醜日本人』

会内部の矛盾を直視した点に、この時期のナショナリズムの健全性があつたとされる。東西両洋の調和と統一を生涯の課題とした雪嶺の、原基をなす作品の一つである。林井次郎の筆になる「濁」を付す。『明治文学全集』三に収録。

【参考文献】

本山幸彦『明治思想の形成』、柳田泉『哲人三宅雪嶺先生』（鹿野政直）

きあみ 龜阿弥 生没年不詳 室町時代前期の田楽能役者。田楽新座（本拠地奈良）の龜夜叉の法名。また喜阿弥とも書く。大和猿楽観世座の世阿弥より先輩にあたる人物で、音曲に特に優れ、音曲能専一に勤め名手とされた。古色を保った地味な芸風で、特に技巧をこらすこともなく素直に演じながら味わいのある芸で、目利めききから高評を得た。音曲面では後進役者を与えた影響は大きく、その芸は特に強い影響を受けた田楽増阿弥や世阿弥などによって継承され発展させられた。世阿弥は龜阿弥を、能芸道の四大先達の一人に数え、特に能芸の「音曲の先祖」として高く評価している。龜阿弥は無学ではあったが、音曲能を得意とした役者にふさわしく、田楽能『汐汲』（散佚、能『松風』の原曲）・『女郎花』（散佚、現行能同名曲とは別）・『禿高野』（散佚）・『熱田（同）・竹取歌（同）などの作曲者でもあった（作詞も同人である可能性が高い）。

（片桐 登）

キアラ Giuseppe Chiara 一六〇二—一八五〇 イタリアのシシリー島出身のイエズス会士。イエズス会のヨーロッパ人司祭二人と日本人修道士一人および日本人と中国人の同宿五人とともに、マニラ経由で鎖国下の日本に潜入することを企てたが、寛永二十年（一六四三）五月十二日筑前国で捕えられた。キアラはまず長崎に送られ、それから同年七月十三日江戸に送られて来た。江戸では宗門奉行井上筑後守政重の屋敷に預けられた。大老酒井讃



キアラ供養碑

岐守忠勝や老中堀田加賀守正盛の屋敷で彼らの取調べが行われた折には將軍徳川家光もみずからその有様を檢分した。幕府側の詮議は主として井上筑後守によって行われ、「目明し忠庵」こと沢野忠庵すなわち転び伴天連クリストバン・フエレイラもこれに荷担している。この間キアラは、キリシタン布教が国土征服の下工作であることなどについて白状をした書付を提出しており、これは幕府関係者の間でキリシタン邪教観が形成されてゆく上で重要な意味を持っているといえる。信仰を棄てたキアラは正保三年（一六四〇）キリシタン制禁を犯した者を禁錮した江戸小石川小日向の山屋敷（キリシタン屋敷）に置かれた。キアラと一緒に潜入を企てたト意・寿庵・南甫・二官も同じく山屋敷に収容された。キアラのこの屋敷での暮らしは四十年近くに及んだが、この間岡本三右衛門と名のり、妻をめぐって、奴婢を付せられ、十人扶持を下された。万治元年（一六五八）には、三右衛門は、天地創造の話を不審なことに、キリシタン宣教師の詮議の過程で一向に奇蹟の起らないこと、布教は国土侵略の手段であること、世界には野蠻な国も多くそのような国を造った神は大悪人の源であること、キリスト教では神に敵をなすものは主でも親でも殺害しても科にはならず、むしろ功德になることなど、キリシタン教義の欺瞞性について書付にして宗門奉行に提出している。延宝二年（一六七四）にも彼は

キリシタン宗門についての書物を認め、翌三年金三兩を下された。折にふれてキリシタン宗門やその器物などについて幕府関係者の聴取を受けていたようである。貞享二年（一六八五）七月二十五日病死した。所持金は二十八兩三分あったという。遺体は火葬の上小石川無量院に葬られたが、のちに墓はよそに移されたまま行方わからない。昭和五十二年（一九七七）五月小石川伝通院に供養碑が建てられた。

【参考文献】

『査収余録』、姉崎正治『切支丹宗門の迫害と潜伏』、J. F. Schütte: Introduction ad historiam Societatis Jesu in Japonia, Romae (1968). (高瀬弘一郎)

きあんそえん 規庵祖円 一二六一—一三三

三 鎌倉時代後期の禅僧。字は規庵、諱は祖円。信濃水内郡長池（長野市）の人。弘長元年（一二六二）正月八日生まれ。蘭溪道隆門下の竜江応宣について浄妙寺で出家し、ついで建長寺の無学祖元に参じた。無学の寂後、東福寺の無閑を悟、紀伊興国寺の無本覺心に参じたが、ついに無学の法を嗣いだ。のち無閑が龜山天皇の招きを受けて禅林寺の開山となるや、その下で首座を勤め、ついで正応五年（一二九二）三月同寺二世となり、住山すること三十二年、仏殿・法堂・三門など諸伽藍の造営



規庵祖円花押

を成し遂げた。その間の正安年間（一二九九—一三〇二）に同寺は南禅寺と改められた。正和

二年（一三三三）四月二日寂。歳五十三。塔所を帰雲庵という。後醍醐天皇から南院国師と諡された。著作に『南院国師語録』三巻がある。また伝記に弟子蒙山智明が著わした『規庵和尚行状』がある。

【参考文献】

『喜安日記』慶長十四年（一六〇九）島津氏の琉球出兵によって鹿児島に連行された尚寧王に随って、駿府・江戸まで行って同十六年王とともに帰国した喜安の日記体の記録。一巻。喜安入道は泉州堺の人、慶長五年琉球に入り、島津氏の琉球出兵後、十六年まで尚寧に扈從、その後、元和四年（一六一八）・寛永元年（一六二四）の二度上国し、知行都合百石、数寄屋惣奉行となり承応二年（一六五三）没。八十八歳。内容は、はじめに島津の要求を容れるべきか否かについて名護良豊と謝名親方鄭廻との意見の相違を記し、樺山久高・平田増宗を大将・副将とする薩軍の侵入に及ぶ。喜安は尚寧に扈從して鹿児島に向かい、以後、行をとにする。尚寧は翌十五年四月鹿児島を出船、伏見から七月に陸路を辿



規庵祖円画像

つて八月に駿府に至り徳川家康に對面、九月江戸で秀忠に對面、九月五日江戸を發つて高崎・碓氷峠・諏訪・木曾路を経て十月二日伏見に着く。十月二十日大坂から再び船で瀬戸内海、九州の西岸を経て十二月鹿兒島に歸る。翌慶長十六年九月知行高目録を受けて、起請文を記し、鄭廻を誅して、十月二十日那覇へ歸った。本書はその内容きわめて正確であつて、島津氏の琉球出兵に関する琉球側史料としては第一等といふべきであるが、どこからどこまで何里という記述が多く、特別に詳しい記述は尚寧乗船、駿府での弟尚宏の病没、富士山、筑前芦屋延命寺、鹿兒島の雪に限られる。このような場合に漢詩・和歌が記され、『平家物語』や『方丈記』を借りた美文で飾つてある。尚寧をさして主上といひ、尚寧の一人称を朕、宿所を行宮と記し、王ではなく皇帝・天皇に対する文字使いをしている。江戸・大坂・駿府の町や民衆の有様は記されていないし、峠を「到下」と書いてある。本書の成立年代は慶長十六年以後元和四年ごろの間であらうか。尚寧を「今の主上」といつている。寛安五十三歳の回顧録とすべきである。伝本は以下のとおり。(一)沖繩県立図書館旧蔵本(筆者家蔵)、(二)伊波本(昭和四十二年(一九六六)琉球大学附属図書館複製、(三)東恩納文庫本(沖繩県立図書館蔵)、(四)筑波大学蔵本、(五)琉球史料研究会本(昭和三十三年比嘉寿助刊、底本は同十五年琉球文獻頒布会刊本、琉球大学伊波文庫本)、『日本庶民生活史料叢書』二七所収。(富田 俊彦)

きあんもん 徽安門

平安宮内裏内郭十二門の一つ。内裏の回廊北面の玄耀門の西の脇門で、登華殿の北にあたる。玄耀門の東の脇門である安喜門に對應する。玄耀門からこの兩脇門に至る廊の北側では二宮大嘗が行われたが、『年中行事繪巻』の描写によると、この門は築地回廊の築地、間分を切りあげた穴門で、



徽安門(『年中行事繪巻』より)

屋根は特に上げて作らず、回廊の檜皮葺屋根のままとしてあつた。天徳四年(九六〇)から承久元年(一二一九)まで十五回の内裏火災と運命をともしたものと思われる。

【参考文献】 裏松光世『大内裏図考証』九(『新訂増補 故実叢書』二六)

(福山 敏男)

きあんもんいん 徽安門院

花園天皇第二皇女、光厳天皇妃。名、寿子。母は宣光門院藤原実子、太納言実明女。文保二年(一一三二)生まれる。建武四年(一一三三)七月三日内親王、同日准三后、同日院号『竹むぎが記』のみ暦応四年(一一三三)四月院号とする。『風雅和歌集』時代、花園院・光厳院主宰の京極派の主要歌人。『風雅和歌集』の歌数では撰者光厳院に次ぎ、描写の鮮明な歌が多い。延文三年(一一三五)四月二日死去。四十一歳。『風雅和歌集』に三十首、『新千載和歌集』に二首入集する。

【参考文献】 『大日本史料』六ノ二二、延文三年四月二日条 (次田 香澄)

きいぐん 紀伊郡

山城国中部にあつた郡。現在の京都市の一部にあたる地域。明治の郡区編制では北は愛宕、東は宇治、南は久世、西は葛野・乙訓の各郡と接していたが、京都市の拡張により昭和六年(一九三二)までに全部が市域に入った。旧郡域は京都盆地の一部で、東には東山丘陵が張り出し、南端にはかつて巨椋池があつた。西は郡境を桂川が南下し、東北から流れ下る鴨川を合わせて淀に至る。『和名類聚抄』は郡名を「岐」とよみ、岡田・大里・紀伊・鳥羽・石原・拝志・深草・石井の八郷を載せる。『日本書紀』の欽明天皇即位前紀にはじめて郡名がみえるが、実際の郡の成立は八世紀初めで、それ以前は葛野の一部であつたと考えられる。大和朝廷の深草屯倉が置かれた地域で、稲荷山・大岩山付近には古墳も多く点在する。平安遷都後は京師の南郊として発展した。深草の稲荷神社(伏見稲荷大社)は朝廷の尊崇が篤く、近くには貞観寺・極楽寺・法性寺など平安時代初期の名刹の遺址も存する。鎌倉時代中期には東福寺もここに造営された。皇室・貴族の別業も多く、なかでも白河上皇の宮んだ鳥羽離宮は名高い。天皇陵も多く、また郡の西北部石原付近は貞観年中(八五九―七七)に「百姓葬送放牧之地」と定められた。郡内には拝師荘・東西九条女御田(ともに東寺領)、東九条荘(九条家領)、真幡木荘・芦河荘・上三栖荘(いずれも安樂寿院領)など諸官衙領など多岐にわたる。これらの多くは相互間や諸官衙領などと複雑に入り組み、顕著な散在錯雑形態を示したこと著名である。室町時代には鳥羽・竹田・伏見などにしばしば土一揆が発生した。伏見には文禄三年



「紀伊郡印」

(五九四)豊臣秀吉が宇治川を改修し築城、慶長年中(一五九六―一六〇五)の角倉了以

による高瀬川開鑿と相まって、政治上・交通上の要地となり、江戸幕府も特に伏見奉行を置いて直轄した。ここを経て南北に通ずる道と鳥羽街道とは京都の南への出口として重要であり、明治元年(一八六八)鳥羽・伏見の戦の舞台となった。近世中期以降の伏見では酒造業も発達した。↑京都きょうと

【参考文献】 『京都府紀伊郡誌』、白慧『山州名跡志』一一―一三『大日本地誌大系』、大島武好『山城名勝志』一六(増補)京都叢書八、城南文化研究会編『城南』、須磨千類『山城国紀伊郡における荘園制と農民』(永原慶二・稲垣泰彦編『中世の社会と経済』所収)

きいぐん 基肄郡

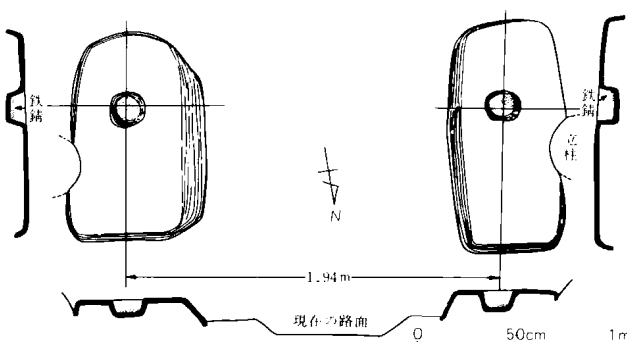
肥前国(佐賀県)の東部にあつた郡。現在の鳥栖市東北部と三養基郡基山町にあたる地域。明治の郡区編制では、養父郡と福岡県の御等・御原・御井の諸郡と接していた。『肥前国風土記』に「基肄郡、郷陸所(里一十七)、駅舎所小路」とあり、天皇(景行)勅曰、彼国、可謂霧之國、後人改号基肄国、今以為郡名」とある。『和名類聚抄』における郷は姫社ひめこそ。山田(やまた)・基肄(きい)・川上(かわかみ)・長谷(はせ)の五郷。のちに基肄を「基肆」と書くこともあつたが、天和元年(一六八二)田代代官所は今は古書や將軍の判物と矛盾しないよう「基肆」を用いることを領内に申し渡した。古社として式内社(小の荒穂神社がある。天智天皇四年(六六五)基山(坊住山)に基肆城が築かれ、筑前国の大野城・水城とともに大宰府を囲んだ。城址は土塁や水門址を残している。荘園に小倉荘があり、正応五年(一二九二)において五十八町八段。基肆郡は天正十五年(一五八七)小早川隆景の領分となり、慶長二年(一五九七)天領となり、同四年には宗義智の領分となった。同十年には宗氏の家臣柳川智水が園部村千石を賜わったが、寛永十二

年(一六三三)宗氏と柳川氏との間の柳川騒動は幕府の裁決によって宗氏の勝訴となった。この時柳川氏の旧領園部村は天領となり、正徳二年(一七二二)に至って対馬府中藩領に加えられた。対馬府中藩は基肄郡を隣接する養父郡の北半分とともに田代代官所の管轄とした。この地方には江戸時代中期以降、身分制度に對馬から移入されたらしい奴婢制があり、宗教として「新後生」と呼んだ隠し念仏があり、また特産として田代売葉があつて後期になると行商の範囲は九州全域に及んだ。郡の石高は慶長末年と推定される『慶長年中肥前一国絵図』に七千二百八十三斗二升二合とあり、人口は宝暦十一年(一七六〇)において七千四百十九人。明治二十九年(一八九〇)養父郡・三根郡と合併し三養基郡を作つたため、基肄郡は消滅した。↓三養基郡(みやきぐん)

【参考文献】『日記披露』(鳥栖市史・資料編二)、『基肄養父実記』(同資料編二)、佐賀県史・上・中、木原武雄『新鳥栖市史』、小林肇『対馬領田代売葉史』

(城島 正祥)

さいじょう 基肄城 佐賀県三養基郡基山町(一部は福岡県筑紫野市にわたる)にあつた城。大宰府の南方背振山脈の、峰基山(最高峰四一五m)にその遺構がある。山頂の尾根を西の限界として、東側の谷をとりかこんで、延長約五mの上塁をめぐらしている。天智天皇四年(六六五)大野城とともに築かれ、『日本書紀』には「櫓城」とかれ、『続日本紀』には「基肄城」とかかれてゐる。土塁は山の尾根が、尾根のすぐ外側に設けられ、版築の所も多く、一部は自然地形を利用して急斜面を削り、崖面をつくつてゐる所もある。門址として知られる遺構は四カ所ある。南門址は最も大きな規模で、入念に石を積みあげた延長約三〇mの石塁がある。高さ約八・五mの石塁の下底部には、谷の水を流す通水孔が見られる。この



基肄城東北門址礎石実測図

水門の東側がもと城内に入る通路にあたるが、門礎石などは失われている。北門と東南門址には、側壁の石積みの一部が残っているにすぎないが、東北門址には一対の唐居敷が残っている。門扉の軸孔間隔は、九四cmである。城内には礎石群が散在し、三十棟以上の建物が想定される。最も多いプランは三間×五間で柱間七尺である。この様式の建物は、大野城でも見られ、礎石群の間から発見される炭化米は、これらの建物群が殺害であつたことを示している。これらの礎石群のうちで、三間×三間、柱間十尺という特殊な一例がある。長倉または大礎石群とよばれる。城内から発見される古瓦には、創建当初のものもあり、軒先文様は単弁八葉の丸瓦と重弧文の平瓦がある。以下奈良・平安時代の瓦もあるので、王朝時代を通じて建物が存続したことを



基肄城址

物語っている。なお山頂付近は中世の山城に利用されたことがあり、土工の跡が見られる。特別史跡指定。

【参考文献】鏡山猛『大宰府都城の研究』(鏡山 猛)

さいぞくふどき 紀伊続風土記 江戸時代に

つくられた紀伊国の地誌である。幕府の命令をうけた和歌山藩が、文化三年(一八〇六)八月晦日に、藩の儒臣であつた仁井田好古を総裁に、仁井田長群・本居内遠・加納諸平などを纂修者に命じて編纂させたものである。天保十年(一八三九)三月十五日に総裁から、百九十二巻の『紀伊続風土記』が奉呈された。『南紀徳川史』一八によると、三丁数年の間に種々の支障変遷もまめがれがたく、興廢もあつたが、国中をあまざず調査したという。近世農村史料を採訪にゆくと、今日も『紀伊続風土記』編纂に関係したものをしばしば発見する。内容は巻・二・三からなる提綱から

ら始まり、総論・古風土記逸文・国造・国司・守護・国主・制度・神社仏寺総論を述べて、若山(和歌山城下町)・名草郡・海部郡・那賀郡・伊都郡・在田郡・日高郡・牟婁郡の順にとりあげる。これらのほかに、物産は種類により、古文書は各郡別にし、さらに高野山之部は特に詳細である。各郡については最初に総論を述べ、ついで占郷名・村名などをとりあげ、各村は荘ごとにまとめている。現実には村の上に組があつたが、組は田畑などを平均することを主とし、村の新古・本枝などで混乱するので荘単位とし、組の名称は各郡のはじめに村名を記したところに付載した。各村について田畑高・家数・人数・位置・地形・社寺・城跡・古堤・池・旧家・孝行人、時には村の創始から来歴・物産にまで及んでいる。百九十二巻のうち、本編は九十八巻で附録に古文書十五巻や特に高野山には七十七巻をあて、さらに神社の考定部二巻あわせて九十四巻からなつてゐる。村によって精粗はあるがこの地方の幕末期を知る上で、かくことのない基本史料であり、全国的にみてもこの種類の地誌としてすぐれたもの一つである。明治四十三年(一九一〇)に和歌山県神職取締所から五冊の活字本として出版された。

(安藤 精二)

さいいつ 紀逸 慶紀逸(さいいつ)

さいいつきようかい 婦人協会 明治四十五年(一九二二)六月、日本女子大学創立者の成瀬仁蔵が中心となり、姉崎正治・浮田和民・洪沢栄一・森村市左衛門らの学者、実業家によって結成された。その標語に「階級・国民・人種・宗教の統一」とあり、まず国内の精神的統一をはかり、次第に外国の同志をも合同しようと企画し、研究会・出版・公開講演会などの事業を行つた。当初の会員約百名は一流の実業家、学者、宗教家。

【参考文献】仁科節編『成瀬先生伝』、婦人協

会事務所編『第一協会、桜井匡「明治宗教史研究」』(高橋 昌郎)

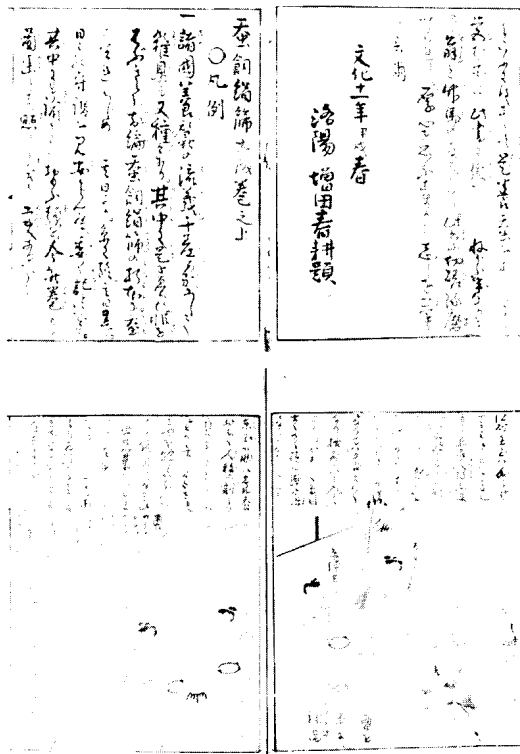
きいと 生糸 繭からつくる糸は家蚕糸と野

蚕糸に分けられる。前者は屋内で飼育した蚕がつくる繭からとる糸、後者は野生の蚕のつくる繭からとる糸である。また、繭から糸をとる方法には二つある。一つは煮解きした数個の繭層を合わせて一本の糸とする方法、もう一つは繭を真綿にして、それを紡いで糸にする方法である。生糸とは普通、家蚕の繭を右の第一の方法によって糸とするものの称である。これに対して、第二の方法でつくられる糸のことを細糸、のちには紡績細糸(絹紡)という。養蚕・製糸の歴史は古く、記紀神話にも養蚕・製糸関係の説話がみえる。しかし、はじめは細糸が多く、また生糸といっても黄濁した節糸・玉糸の類が大部分であつたであろう。その後、大陸からの技術にふれて極く緩慢なテンポではあつたが、養蚕・製糸のわざは向上していった。大陸からの技術渡来は良質の生糸や絹を手に入れたいと支配層の強い欲求と結びついていた。『大宝令』(大宝元年(七〇二)の中には、上戸は桑三百根、漆百根以上、中戸は桑二百根、漆七十根以上、下戸は桑百根、漆四十根以上を植えるべきこと、そして正丁一人につき絹・純ならば八尺五寸生糸ならば八両、綿(真綿)ならば一斤を輸すべきことが規定されていた。それから約二百年後に撰修された『延喜式』(延長五年(九二七))によると、当時の上糸国は美濃・三河・伊勢・近江・但馬・紀伊・美作・備前・備中・備後・安芸・阿波の十二カ国、中糸国は尾張・遠江・越前・加賀・能登・越後・若狭・伊賀・丹波・丹後・播磨・因幡・伯耆・出雲・長門・讃岐・土佐・伊予・筑前・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後・日向の二十五カ国、そして鹿糸国は相模・武蔵・上総・下総・常陸・上野・下野・伊豆・駿河・甲斐・信濃の十一カ国、

合計四十八カ国である。本来は上糸国に加えられべき摂津・河内・和泉・山代(山城)・大和が調の種類の関係から洩れているので、この五カ国を加えると、その数は五十三カ国、陸奥をのぞいて、ほとんど全国にわたっていた。大陸技術の普及を伴う貢納の強制が養蚕・製糸を全国に広めたことが知られる。これに関連して注意されるもう一つは、商品としての生糸の生産・流通が本格化に向かう段階、すなわち江戸時代中期以降と比べると、その地域分布が著しく相違しているということである。成田重兵衛の『蚕飼絹師大成』(文化十年(一八三三)序)にあげられている主要蚕糸国は陸奥・出羽・下野・上野・武蔵・信濃・甲斐・美濃・飛騨・越前・加賀・若狭・近江・丹後・丹波・但馬の十六カ国であるが、『延喜式』当時においては、その大部分が鹿糸国、あるいは中糸国とされていた。かかる地域分布の変化は明治時代になると決定的となり、

上野・武蔵・信濃・甲斐の地位が圧倒的なものとなる。明治七年(一八七四)の「物産表」によると、熊谷・豊岡・筑摩・長野・福島・山梨の六県で全生産額の四五%、全生産価額の五四%を占めるに至っている。右のとき生糸生産の立地におこった大きな変動は商品生産・流通の展開に伴う地方特化の結果である。『延喜式』当時、上糸国とされた地方では商品生産の展開に伴って、より有利な対象へのその活動を切り変えていったわけである。粟種作・藍作・熊作、なかんずく決定的な役割を果たしたのは綿作である。十五世紀末から十六世紀初頭にかけて登場した綿は大衆的繊維の旗手となり、自然的、社会的条件に恵まれた畿内を中心として急速に広まった。そして、これらの先進的の地方で捨てられていった養蚕・製糸をひろい上げたのがかつての鹿糸国であったのである。いわゆる東山道生糸地帯形成の端緒はこれである。代表的な生糸

生産地点となるのは、その中でも特に自然条件の劣った山村、ないしは準山村のな村々であった。したがって、江戸時代中期以降における生糸生産の増大は、綿作ブームにとり残された後進的の地方が逆にその後進性を有利に生かしていく過程であつたといえよう。ところで、生糸が商品として生産され、流通し始める時期を確定することはできない。商品としての絹織物の生産・流通は室町時代末ころから次第に本格化に向かうが、それは必ずしも商品としての生糸の生産・流通の開始を意味するものではない。西陣・堺・博多などてつくられる高級絹織物の原料ははじめ主として中国より舶載される白糸であつたし、地方市場を対象とするいわゆる田舎端物にあつては、ほとんどの場合、養蚕・製糸・製織は未分化であつた。もちろん例外はあるが、生糸は市場に出ることなく、一経営内部において絹織の原料にふり向けられたのである。商品としての生糸の生産・流通が本格化するのには江戸時代の中期であつた。その原因は基本的に絹織物業の発展、つまり養蚕・製糸と製織の分化に求められるが、もう一つ幕府の貿易政策の変化を挙げておくことが必要であろう。西陣などの高級絹織物に対する需要増大は当然に白糸輸入量を増大させ、それは莫大な金・銀の海外流出を結果した。これを防遏するべく、幕府は貞享二年(一六八五)の令を皮切りとし、白糸輸入制限を行い、不足分は和糸をもつて補うべきことを命じた。こうして、地方から京都への登せ糸の量は著増する。元禄二年(一六八九)、京都の和糸問屋はわずかに九軒であつたが、享保十九年(一七三四)には三十四軒を数えるまでになった。しかし、同じころ、桐生を先頭とする田舎絹の質・量の発展も目まじしかったので、西陣などの都市高級絹織物業と新興の地方絹織物業は原料生糸をめぐって競合することとなり、苦境



「蚕飼絹師大成」

に立った西陣は田舎絹の制限、登せ糸の確保を幕府に嘆願する始末であった。いずれにせよ、こうした需要増大は養蚕・製糸の発展を促す大きな刺激となった。しかし、技術上の発展は主として養蚕において見られ、生糸生産においてはそれは微弱であった。生糸生産の発展は、質・量ともに著しい改善を見た繭生産を基礎として、副業農家の増大という外延的方法で進められたのである。生糸生産のこうしたあり方に、大転機をもたらしたのは、安政開港につづく巨大な海外需要の発生である。生糸は国内絹織物業に大きな打撃を与えながら、奔流のように海外市場へと向かい、開港後間もなく総輸出額の七〇%から八〇%を占めるに至った。明治維新以降、生糸生産は政府の殖産興業政策に一部助けられながらも、基本的には民間ベースで、したがって地方地方に適合した方法をとって、急テンポで発展し、明治末年には、それまで世界生糸市場において供給国として首位の座にあった中国を抜いて、世界第一の輸出国となった。

生糸の輸出先の首位ははじめイギリスであったが、のちにフランスとなり、明治十七年からはアメリカとなった。アメリカの比重は年とともに上がり、やがては八〇%以上を占めるまでになった。生糸は長く総輸出額の首位の座にあったから、それは日本の輸出が大きくアメリカに依存する形になったことを意味した。アメリカの景気の上下によって日本の生糸業界は大きくゆれ動いた。それに伴って、養蚕の景気、ひいては農業全体が大きくゆれ動かされたのである。↓製糸業せいしきょうう) ↓養蚕業ようさんきょうう)

【参考文献】佐野瑛編『大日本蚕史』、大日本蚕糸会編『日本蚕糸業史』、高橋経済研究所編『日本蚕糸業発達史』、江波戸昭『蚕糸業地域の経済地理学的研究』、石井寛治『日本蚕糸業史分析』 (正田健一郎)

きいとあがかえしじょう 生糸揚返場 小粋にとった生糸を大粋に揚返す作業を行う所。一般に繰糸場・併設されるが、(一)中小の器械製糸家や(二)座繰製糸家による共同揚返場、(三)生糸商が作る揚返場もある。(一)の嚙矢は長野県須坂の東行社の共同揚返場(明治十一年(一八七八)設立)。群馬県前橋の精糸会舎(同年)は(二)の先駆で、(三)に属する前橋の昇立社・天原社(同十二年)や福島県郡山の正製組(同十三年)などとともに改良座繰とも呼ばれる。↓座繰製糸さきりせいし) ↓製糸結社(せいしきつしゃ)

【参考文献】『横浜市史』三上・四上

(石井 寛治)

きいとあためがいしや 生糸改会社「生糸製造取締規則」(明治六年(一八七三)一月)、『生糸改会社規則』(同年二月)、『生糸売買鑑札渡方規則』(同年三月)などにもつき、大蔵省が横浜生糸売込商・地方生糸商人らを指導して結成させた同業者組織。これより先、明治政府は明治元年五月、江戸に蚕種生糸改所を設け、横浜の外人に売り込む蚕種・生糸は印税を納めて改印を受けることを義務づけた。さらに翌年には他の開港場にも改所を設置しようとしたが、これは条約違反の抗議へのおそれのため実現しなかった。そして同六年生糸改会社は結成されたが、これにより売込商・地方商人・生産者という輸出生糸の流通ルートは、開港場改会社・地方改会社・製造人と系列的に編成された。生糸の粗製濫造・不正取引の禁止が表向きの設置理由であるが、横浜の生糸売込商を頂点とし、地方生糸商人を地方拠点とした全国的な生糸流通網をつくり出すことに真の目的があった。生産者は大蔵省より地方改会社を経て下付される「結紙」を製品に貼付し、地方改会社の検印をうけ、輸出するにあいは開港場改会社の再度の検査を必要とすること、開港場改会社加入の売込

商と取引する地方の生糸商人は会社に加えることなどが義務づけられた。横浜生糸改会社は、明治六年五月、三越得右衛門・小野善三郎・原善三郎・茂木惣兵衛・上原四郎左衛門・金子平兵衛の有力生糸売込商六人を社長として発足、横浜の生糸売込商のほとんど全員が参加した。つづいて各地の生糸改会社も地方生糸商人を中心に設立され、横浜生糸改会社の傘下に売込商ルートの下部機構の役を果たした。このように生糸改会社は、居留地貿易に対応する国内の輸出生糸流通ルートの統一的編成をめざす政策目標のもとで設立されたが、特にそれが政策的に推進されたのは、外国資本の内地進出、生産地直接取引の企図を挫き、貿易取引を開港場における売込商・外商取引にとどめおく必要があったためである。外国側は生糸改会社をシルク・ギルドとよび、日本政府が設立を指導している点、改会社による取引の独占は、貿易の自由、政府の不干渉を保証した通商条約に違反する点などを指摘して反対した。明治六年十一月、各国公使の外務省への抗議により外交問題となったが、日本政府は、改会社は自由貿易を阻害するものでなく、粗製濫造防止のため生糸商人が自主的に設立したもので、政府は関与していないと弁明しつつも、六年十二月の大蔵省布達で生糸改会社への入退社の自由、社中・社外者の自由取引などを確認せざるをえなかったし、外国側へも、社外の者が改会社の検査を受けずに内外人と自由に取引できる権利のあることを認める回答を与えた。こうして外国側の反対により生糸改会社を通じての取引規制策は一旦後退せざるをえなかったが、その後も政府はひきつづき生糸改会社を指導、維持する方針をとった。特に強調されたのは、国内での外国人との直接取引の禁止、外商の使用する日本人との取引禁止などで、これらの項目が各地改会社の規則に増補され

た。生糸改会社は「生糸製造取締規則」廃止(明治十年四月)により閉鎖された。

【参考文献】外務省編『大日本外交文書』六、『横浜市史』三上、通商産業省編『商工政策史』五、農林省編『農林行政史』三

(海野 福寿)

きいとあためしよ 生糸改所 慶応二年(一八六六)、幕府の生糸蚕卵紙改印令の発布によって各地に設置された統制機関。例を八王子に設けられた生糸改所にとると、生産された生糸・蚕卵紙は必ず改所での検査を必要とし、その手数料として国内向け生糸は一貫目に付十五匁、外国向けは同三十匁、蚕卵紙も冥加永の上納が義務づけられている。代官江川太郎左衛門の手代が監督にあたっていたが、実際の検査は農民からえらばれた肝煎が行い、かれらの多くは名主・組頭などの村役人層であった。この統制の方針は明治政府に引き継がれ、明治元年(一八六八)五月には、江戸呉服橋の長岡藩邸内に、蚕種生糸改所が設置され、輸出の生糸・蚕卵紙に対する検査が行われていた。

【参考文献】伊藤好一「江戸地廻り経済の展開」

(吉水 昭)

きいとうりこみしよ 生糸売込商 生糸輸出の際、荷主と商社との間に介在し、横浜のちに神戸も加わるにおいて内外商社に生糸を売り込んだ仲次業者。生糸輸出の激増とともに、横浜へ出店した生糸売込商は、開港一年後の万延元年(一八六〇)に百名、慶応二年(一八六六)には百九十一名(蚕種売込商をふくむ)をかぞえ、売込・引取商中最多数を占めた。幕末・維新期の生糸売込商は産地で生糸の買付けを行い、横浜で外国人貿易商に売り込み、両地間の価格差を利用して譲渡利潤を取得したが、やがて荷主の生糸売込み委託をうけ、手数料を得る仲次商として成長し、問屋資本を蓄積した。また同時に荷主・生産者に対す



生糸売込商（『横濱開港見聞誌』上より）

る前貸金融を行なった。明治十六年（一八八三）制定の生糸売込問屋申合規則では、荷主からの売込み委託を受けた生糸の販売と、荷主への金融の二つを生糸売込商の「職分」と明示している。売込商の荷主への金融の一つは荷為替金融で、製糸地帯の荷主が地方銀行など取り組んだ荷為替を、横浜入荷時に売込商が立替払いをし、売込み後に回収するものであり、他の一つは、明治二十年ころから始まった無担保前貸金融である。これは「原資金」ともよばれ、製糸家は生糸売込商から原料購入資金として前貸をうけ、製出した生糸をその売込商に出荷するという、売込商と製糸家との特定関係のもとで展開した前貸金融である。このような金融的背景を伴った生糸売込商の生産・流通支配を「売込商体制」とよぶが、さらにそれを前提として、日本銀行・横浜正金銀行はじめ各都市銀行・地方銀行により活発な製糸金融が行われた。明治時代後期の産業資本確立過程のわが国製糸業の発展は、政策的にも保護された右の製糸金融によるところが大きい。特に特定の機関銀

行をもつ巨大生糸売込商は多額の前貸金融を行い、前貸により連繫した大規模製糸家を取引傘下に収め得たため、集荷量も多大で、第一次世界大戦以前は横濱生糸売込商のなかでは原・茂木・洪沢・小野の四店の取扱高は横濱売込高の過半を占めた。第一次世界大戦後の戦後恐慌により茂木商店（合名会社）は破産し、ついで震災恐慌で原商店（合名会社）なども大打撃を受け、さらにその後の系況不振のもとで生糸売込商の弱体化が進行した。しかもその衰退過程は製糸業・製糸家の没落と並行しており、製糸経営の不安定・破綻が売込商の存在を脅かしたが、なお一般製糸家は売込商の金融を必要としたから、横浜・神戸ともに生糸売込商の存在を残すことになった。新たに都市銀行の融資に依拠することになった片倉・郡是・鐘紡などの大製糸のみが売込商支配を脱却しただけである。なお巨大生糸売込商のなかには、みずから輸出商社を兼営するものもあった。原輸出部・神栄株式会社などがその代表例である。↓原合名会社（はらごうめいがいしや）↓茂木商店もきしうてん）

【参考文献】『横浜市史』二一五、石井寛治『日本蚕糸業史分析』、藤本実也『開港と生糸貿易』、海野福寿『明治の貿易』（塙選書）五八、同『開港以後の商品生産と地主制』（岩波講座）日本歴史一五所収）

（海野 福寿）

きいとけんさじよ 生糸検査所 輸出生糸の品位・正量などの検査を行う国の検査機関。

第八回帝國議會（明治十七年（一八九四）一十八年）で成立、明治十八年六月公布された「生糸検査所法」にもつき、二十九年に横浜（八月）と神戸（六月）三十四年四月廃止。大正十三年（一九二四）市立神戸生糸検査所開設に開所した。当初は生糸売買人の請求による任意検査無料であったが、第五十一回帝國

議會大正十四（一十五年）で「輸出生糸検査法」（昭和二年（一九二七）七月施行）が成立したのは、輸出生糸の正量検査が義務づけられたのちに「蚕糸業統制法」（昭和十六年三月十三日公布）により、「輸出生糸検査法」が廃止され、輸出生糸とともに国用生糸も強制検査の対象となり、国の生糸検査所のほかに、各地に国用生糸の検査を主とした生糸検査所が指定された。横浜・神戸検査所は、生糸生産・輸出が激減した昭和十五年、行政改革の一環として各農林規格検査所に吸収合併された。このほか、明治十一年に横浜に設立された生糸荷の数量調査、混入物の検査などを行なった同名の生糸検査所がある。

【参考文献】農林省編『農林行政史』三、『横浜市史』三上

（海野 福寿）

きいとけしゅつしゅうんどう 生糸直輸出運動 開港場居留地における売込商・外商取引によらず、生糸を輸出商に委託して海外市場に直接輸出し、販売しようという明治前期の生糸生産者・荷主の運動。明治八（一八七五）、九年ころ群馬県水沼製糸所を経営する星野長太郎が欧米へ直輸出したのを初例とする。星野は、その後精糸会舎と称する組合を組織し直輸出をはかったが、明治十三年に上毛繭糸改良会社の設立を指導し、頭取となった。上毛繭糸改良会社は十三年から十九年までの間、同伸会社に委託して生糸直輸出を行なったが、最盛時の同社の取扱高は、横浜売込高をふくめ、群馬県下生糸生産高の約四分の一にも及んだ。このほか明治十年代前半には埼玉県生糸改良会社、長野県下伊那郡長谷川範七など地方生産者の生糸直輸出運動が高まった。これに対し政府もまた商権回復、市場拡大、正貨獲得の目的から直輸出を指導し、保護を与えた。特に財政的の目的である正貨獲得の手段としての直輸出政策は重視され、準備金による勸業資本貸を直輸出商社に与えたり、横浜

正金銀行の直輸出品に対する荷為替組に要する資金として、準備金のうちから三百万円を限度とする正金銀行預け入れを認め、直輸出荷為替制度を創始したりするなどの助成を行なった。このため生糸直輸出高は増大し、明治十年以前には一%にみたなかった生糸直輸出比（対生糸輸出高）は十年代には、多い年には一〇%をこえ、十六、七年に高揚期を迎えた。また荷主の生糸直輸出組織の結成とともに、直輸出品を取り扱う輸出業者の会社結成も相つぎ、佐藤百太郎組・日本商會・三井物産会社・同伸会社・貿易商會・扶桑商會などの輸出商社が設立され、海外に支店をひらいた。このうち富岡製糸所長速水堅曹の提唱により明治十三年に設立された同伸会社は、会社役員に製糸地帯の豪農商が参加し、地方直輸出運動との関連も深く、上毛繭糸改良会社扱いの生糸、富岡製糸所産出の生糸などの直輸出を行い、注目された。こうした直輸出運動の高揚にもかかわらず、実際の直輸出荷主の損益計算や商社の営業成績は不振をつづけ、さらに松方財政下の横浜正金銀行の海外荷為替取組の制度改正などを通じての直輸出保護政策の後退の影響を受け、輸出商委託の荷主直輸出は次第に減少した。明治二十年に至り正金銀行に対する荷為替金貸出廃止の議が起り、明治二十一年度をもつて廃止された。このため生糸直輸出は打撃を被り、直輸出運動も衰微し、直輸出生糸を扱っていた商社も衰退をたどることとなった。上毛繭糸改良会社のばあいも、明治十九年に改組をせまられ、二十四年ころ解散した。なお、直輸出運動を理論的に指導したのは、前田正名・河瀬秀治らである。↓星野長太郎ほしのちやうたらう）

【参考文献】『横浜市史』三上、通商産業省編『商工政策史』五、農林省編『農林行政史』三

（海野 福寿）

〔参考文献〕『横浜市史』四上、通商産業省編
『商工政策史』五、農林省編
『農林行政史』
三、（海野 福寿）

(海野 福寿)

きいとはいはいかんさつりよう 生糸売買鑑
札料 生糸の粗製濫造の防止・取引の公正化
をはかるため、明治六年（一八七三）三月「生

系、売買鑑札渡方規則（大蔵省令達第四〇号）により課した鑑札料。生糸商人に大蔵省租税寮下付の鑑札を所持することを義務づけ、明治元年交付の旧鑑札に代えて新たな鑑札を交付した。これは生糸改会社設立に伴う生糸商人組織化の一環として施行されたものであるが、鑑札一枚五十銭とし、無鑑札で売買した者には、物品の没収、鑑札料の二十倍額の料料、他人に貸与した者には五倍額の料料を料料などの罰則が設けられた。明治十年四月に廃止。

『参考文獻』『横浜市史』三上、農林省編『農
林行政史』三（海野 福寿）

きいのくに 紀伊国 南海道の一国。現在の和歌山県の全域および三重県南部の一部。木国ともよばれたように、そのほとんどは山地で、紀ノ川に代表される河川の流域は小規模ながら平野があり、古くから、ゆたかな歴史をつくりだした。本州最南端の潮ノ岬があり

歸陳國

鄒國

「紀伊國印」

太平洋の黒潮にあらわれる海岸線が長いのも特色をなしている。紀伊国は山と海にめぐまれており、それが歴史にも影響を与えた。北部は日本最大の断層線である中央構造線がよこたつておこぎり、その外帯は紀伊山地の山岳地帯から立ち上り、山なみは西は紀伊水道、南は太平洋にせまつて絶壁となるところが多く、美しい海岸線をなしている。和泉・長峰・白馬・果無・大塔山脈などがあり、これらの山のあいだをぬつて、紀ノ川・有田川・日高川・日置川・古座川・熊野川が海にそそいでいる。この地方は、はじめに「木国」とよばれてゐた。それは山間に雨が多く、氣候温暖で森林がしげり、良材を産出したからであるといわれている。その後、和銅年間七〇八——一五に風土記をつくるにあつて、国・郡・郷名に二字の好字を用いさせることとなり、「紀伊国」と書かれるようになったが、『日本

であつた。伊都郡は北部に位置し、紀ノ川流域の東部にあり、古代から官道が通り、海部郡を経て淡路国に通じた。那賀郡は伊都郡の西に連なり、紀ノ川の中央部分を占め、国分寺があつた。名草郡是那賀郡の西での下流部分にあたり、人口がもつとも集中した。和歌山市府中に国府があつた。海部郡は海部の居住したところにおき、名草・在田・日高の三郡にわたる海岸地域にあたる。大化改新にあつて数カ所の海部を一郡とした。在田郡は伊都・那賀・名草郡の南にあたり、西は海、南は日高郡に接し、有田川の流域の農業が発達し、中世に湯浅が活躍した。湯浅醤油・有田蜜柑で有名である。日高郡は在田郡の南で西と西南は海、東南は牟婁郡に接する。日高川の流域の農業が発達し、道成寺がある。牟婁郡は熊野国にあたり、紀伊国の東南部にあり、熊野灘に面する。熊野三山が

紀伊國郡郷一覽